

中世の大将軍神社に関する史料の紹介

梅野敏明

中世、大将軍神社が鎮座する篠原地区を含めた阿南荘は柞原八幡宮の莊園になっていた。その柞原八幡宮を実質的に支配したのが、柞原八幡宮を開いた金龜和尚以来、宮師職を代々継承してきた僧侶たちである。

(なお、中世の文書では柞原八幡宮のことを「由原宮」と記しているが、ここでは「柞原」で統一する。)

この宮師たちの末裔とされる宮師家に代々伝来してきた文書群の中に、大将軍神社に関する一通の文書がある^①。

堀栄書状 ○宮師文書 大分県史料九

大将軍岩屋權現就点役之儀、点札之事申付候分、愚宿へ蒙仰之通承候、御辛勞之至候、然者少社領之事候間、点札ふり返へき由申付候、殊御神領之事候条、御神奉公与存候て、應御意候、如何様帰府候て、以參万端御礼可令申候、恐惶謹言、

(堀新左衛門)

九月廿二日

栄(花押)

由原 宮師御坊 御報

この史料は、永正年間頃（一五〇四～二一）に大友家に仕えた堀

(新左衛門) 栄^②が、柞原八幡宮の宮師に宛てた書状である。この史料はすでに広く知られたものであるが、史料に断片的な情報しか記されていないことやこの史料に関連した他の史料がないため、あまり注目されてこなかつた。

しかし、この史料には大将軍神社のことを「大将軍岩屋權現」と記していることから、中世の段階では大将軍神社が神仏習合の神社であつたことがうかがえる^③。

また、この史料には「大将軍岩屋權現」社領の点役^④をめぐる大友家と柞原八幡宮との交渉に関する様子も記されており、戦国大名大友家の領国体制に組み込まれていく柞原八幡宮とその莊園である阿南荘の様子を知ることができる貴重な史料である。

① 「大分県史料」九巻の解題には、同書が発行された昭和三一年には宮師文書の原本は行方不明になつていていることや、そのため東京大学史料編纂所が所蔵している「宮師文書」の影写本に拠つて、活字化したことが記されている。

② 堀栄については、田北学氏が「大友家の社家奉行ならんか。」と指摘している（『増補訂正編年大友史料』一五巻（田北学、一九六五年）一三ページ）。

③ 「大分県の地名」（平凡社、一九九五年）五一七ページには、「小倉山（二五三・四メートル）に大将軍社があり、同社供僧の真言宗般若院があつた（肥後國誌）。」とある。現地には、かつての寺院の跡が残つている。

④ 点役（天役とも）とは、中世において臨時に課せられた雜役（雜税）のことである。（福田栄次郎「点役」『国史大辞典』（ジャパンナレッジ版））